愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年９月26日

愛知県後期高齢者医療広域連合長　広　沢　一　郎

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第10号

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和３年広域連合規則第２号）の一部を次のように改正する。

第９条中「第９条」を「第10条」に改め、「職員」の次に「の休日の代休日」を加える。

第17条を第20条とする。

第16条（見出しを含む。）中「手続き」を「手続」に改め、同条を第19条とし、同条の前に次の３条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第16条　条例第15条の３の規定は、妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員に対する意向確認等について準用する。この場合において、同条第２項中「規則で定める期間内に」とあるのは、「対象職員の子が１歳11か月に達する日の翌々日から２歳11か月に達する日の翌日までの１年以内に」と読み替えるものとする。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条　条例第15条の４の規定は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等について準用する。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条　介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするための勤務環境の整備に関する措置については、常勤職員の例による。

附　則

この規則は、令和７年10月１日から施行する。